

## 建設業許可申請の手引き 変更箇所一覧（令和4年6月 令和3年7月版）

- 1 「建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）」により、既存のとび・土工工事業の技術者要件を満たす技術者を解体工事業に係る技術者要件を満たす技術者とみなす経過措置期間が令和3年6月30日までであったことから、技術者有資格コード表等を修正
- 2 「建設業許可事務ガイドライン」の改正を反映（令和3年12月9日国不建第361号）  
 経營業務管理責任者、営業所専任技術者及び令第3条に規定する使用人に求められている「常勤」については、テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含むものとする。
- 3 電気通信工事業における主任技術者の要件を満たす者として、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定による「工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し3年以上実務の経験を有する者」が追加されました。（令和3年12月27日）  
 ○資格コード：35
- 4 資格コード 36「登録基幹技能者」について、「登録解体基幹技能者講習」の修了が新たに資格要件として位置付けられたため、解体工事業についても資格を有することとなりました。（令和4年4月20日追加）

（その他の変更）

NO	ページ	変更箇所	変更内容
1	1	(1) 建設業とは	○追加 建設工事とは、土木建築に関する工事で建設業法別表第1上欄（P94～103最左欄参照）に掲げる29の種類をいいます。該当しない工事についてはP26参照
2	1	(2) 建設業の許可とは	(注) に追加 (工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く)
3	1	「解体工事」、「浄化槽工事」について 注意事項	○全体的な表現の変更
4	9	(3) 誠実性	「政令で定める使用人」とは 支配人及び支店又は営業所の代表者（支配人除く）をいう。（令3条使用人）
5	9	(4) 財産的基礎等	○残高証明書について説明追加 「現在残高証明日（残高日）」が申請日前1か月以内のもの（複数金融機関の証明の場合は、同一残高日のもの） ○(注1)1に説明追加 なお、一般建設業に係る申請時に直前の財務諸表を提出できない場合は、口又は八の要件を備えていることが必要です。
6	19	早見表（許可申請書と添付書類）	○項目追加 専任技術者 「実務経験」の確認資料
7	26	記載例 様式第二号 工事経歴書	○説明追加 工事実績のない業種については、1枚にまとめて作成するようお願いします
8	27	記載例 様式第三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額	○説明追加 業種追加、般特新規を申請する場合は、今回の申請によって許可を受けようとする業種および既許可業種について「許可に係る建設工事の施工金額」に記入してください。許可を受けていない業種については「その他の建設工事の施工金額」にまとめて記入して下さい。
9	29	(12) 登記されていないことの証明書・診断書、身分証明書	「登記されていないことの証明書」見本 本籍欄は（任意）と追加
10	30	記載例 様式第七号 常勤役員等証明書	○項番：17 説明追加 1．新規、許可換え新規の場合 2．現在証明されている常勤役員等に変更があった場合（届出の場合のみ） 3．更新など現在証明されている者のままとする場合

NO	ページ	変更箇所	変更内容
11	35	記載例 様式第七号の三 健康保険等の加入状況	<p>○従業員数欄の記載方法の変更 常勤の従業員数、常勤の役員を記入する。（非常勤は含まない）</p> <p>○説明追加 一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所ではない場合で、当該営業所で小規模であるため、人事管理部門がある本店で全ての営業所の保険加入手続きを行っている場合は、当該営業所について加入有「1」を記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記入する。</p> <p>○説明追加 一括適用の承認に係る営業所と継続事業の一括認可に係る営業所とは ・「健康保険」は健康保険法第34条第1号の規定による一括適用の承認に係る営業所 ・「厚生年金保険」は厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所 ・「雇用保険」は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所</p>
12	37	記載例 様式第九号 実務経験証明書	<p>○説明追加 押印廃止に伴い、第三者を証明者とする場合は、証明内容について当該第三者の十分な理解と了承を得た上で、必要事項を記入してください。</p>
13	41 51	記載例 財務諸表	<p>○説明追加 記載する金額は千円単位とし、千円未満の端数については、四捨五入、切上げ又は切捨てのいずれかで処理してください。（端数処理によって、各部の合計額と内訳科目の合計額に差異が生じても調整は不要です。） 記入漏れや計算間違いのないよう、必ず確認（検算）の上ご提出ください。（決算変更届提出時と同様。） 税込・税抜は「工事経歴書」「直前3年の各事業年度における工事施工金額」と一致させること。</p> <p>○財務諸表表紙 創業時の財務諸表の場合「決算期末到来」と記載すること。</p>
14	57	記載例 様式二十号の三 主要取引金融機関名	<p>○説明追加 財産的基礎等の確認で「金融機関の残高証明書」を提出する場合は、この様式に記載の金融機関と同一となるようにしてください</p>
15	59	1 必要な手続き等 【許可後の注意事項】	<p>○追加 ・浄化槽法に基づく届出 浄化槽法第21条第1項の規定による浄化槽工事業（登録事業者）であって、「土木工事業、建築工事業、管工事業」のいずれかの許可を取得した場合、当該登録は効力を失います。この場合、建設業の許可を取得した旨の届出（任意様式）を行ってください。 また、当該許可（3業種）を取得後も浄化槽工事業を営む場合は、同法第30条第3項に基づく（特例浄化槽工事業者の）届出が必要です。（詳細はホームページをご覧ください。）</p> <p>・建設リサイクル法に基づく届出 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第21条第1項の規定による解体工事業（登録事業者）であって、「土木工事業、建築工事業、解体工事業」のいずれかの許可を取得した場合、当該登録は効力を失います。この場合、建設業の許可を取得した旨の届出（任意様式）を行ってください。</p>
16	59	○住宅瑕疵担保履行法に基づく届出	<p>○変更 年に2回の基準日から3週間以内に届出が必要 年に1回の基準日から3週間以内に届出が必要</p>
17	60	(1) 許可標識の掲示 建設工事の現場ごとに掲げる標識	<p>○説明追加 デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示可</p>
18		参考 建設業法における技術者制度	<p>「よくわかる建設業法」に掲載があるため削除。</p>
19	63	(1) 各種変更届の提出書類一覧 役員等「就任」	<p>○早見表と不一致のため訂正 役職名変更（取締役 代表取締役）の場合は、__ は不要</p>

N0	ページ	変更箇所	変更内容
20	72	建設業許可証明書	○追加 国土交通省『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム』で、建設業許可情報（許可番号、商号又は名称、代表者氏名、所在地、許可有効期限、許可を受けた建設業の種類等）を常時、確認・出力することが可能となっていますのでご利用ください。
21	77	第6章 事業承継等に係る認可の制度	新規掲載
22	94	(2) 工事の内容と具体的な例示	○追加 土木一式、建築一式の許可があっても、各専門工事の許可がない場合は、軽微ではない工事（P1参照）における専門工事を単独で請け負うことはできません。一式工事と専門工事はそれぞれ別々の業種です。
23	103	(2) 工事の内容と具体的な例示	○追加 1 29の建設工事の種類のうち、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の2つの一式工事は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で、総合的にマネージメントする事業者向けの許可です。 2 それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみ解体する工事は各専門工事に該当する。 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。それ以外の解体工事が解体工事に該当する。（解体工事業については、平成28年6月1日から適用。）
24	104	参考 専門工事で間違えやすい工事の例	「農業用ハウス工事（ビニールハウス）」を追加
25	105	一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）の考え方	全体的な表現の変更
26	107	(4) 工事発注証明書	注意事項に追加 証明者が法人の場合は、「代表取締役印」をもって証明すること。
27	117～120	確認資料 常勤役員等（経営業務の管理責任者）	○追加 ・発行日のあるものは、発行から3か月以内のものを提出してください。（閉鎖事項全部証明書は除く。） ・所得税確定申告書（控）の写し（第一表及び第二表）
28	121	確認資料 専任技術者「資格証明書」	○追加 技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する「合格通知書」の確認で足りるものとするが、後日、合格証明書で確認することを原則とする。[建設業許可事務ガイドライン]
29	121	確認資料 専任技術者「監理技術者資格者証」	○追加 監理技術者資格者証により、法7条第2号又は法15条第2号の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書、技術検定の合格証明書等の提出は要しない。その際「監理技術者資格者証」の有効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」は認めるものとする。[建設業許可事務ガイドライン] ○次ページに資格者証見本追加
30	128	健康保険及び厚生年金保険について	○説明追加 建設国保と協会けんぽの両方に加入している場合は、協会けんぽについて記入してください。
31	131	雇用保険 雇用保険の加入状況の確認方法（提出書類）	○追加 一括適用の認可に係る営業所の場合 営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険の適用が除外される場合」に該当するものとし、「事業所非該当承認通知書の写し」の提出が必要
32	138	(15) よくあるお問い合わせ（Q & A）	【財務諸表】について追加
33	その他	語句、表現の整理	